

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年広島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条から第六条の二までを削る。

第七条第一号中「別記様式第四号」を「別記様式第二号」に改め、同条第二号中「別記様式第五号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三号中「別記様式第六号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第五条とする。

別記様式第二号及び別記様式第三号を削る。

別記様式第四号中「様式第4号（第7条関係）」を「様式第4号（第5条関係）」に改め、

同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第五号中「様式第5号（第7条関係）」を「様式第5号（第5条関係）」に改め、

同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第六号中「様式第6号（第7条関係）」を「様式第6号（第5条関係）」に改め、

同様式を別記様式第四号とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。